

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成30年2月28日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が、以下の設備を用いた業務を営むことについて届出があったものである。

①設備構成

NTT東日本が、同社の既存のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）※1を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備と必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

- i) 当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線。
- ii) NGNのSNI※2（当該サーバ設備とNTT東日本の業務区域※3内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含む）
- iii) 当該サーバ設備とNTT東日本の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した中継伝送区間に係る伝送路

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

※2 SNI（Application Server-Network Interface）…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。地域IP網上のUNI（User-Network Interface）との接続を含む。

以下同じ。

※3 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

②提供する業務

当該サーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供をするとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間、県間伝送路区間、またはエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行う。

また、IP通信網サービス契約者等に対して上記サービス等を提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という）にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

これらの役務提供及び料金設定は全国において行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経

営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たっては、市販で調達可能なサーバ設備及びルータを構築又は調達するとともに、当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線若しくは当該サーバ設備と同社の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含むNGNのSNI並びに当該サーバ設備とエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した中継伝送区間に係る伝送路、またはそれらを組み合わせて利用することとしており、このための所要の資金は、 であるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。

さらに、職員についても、現在のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を行う組織に所属する社員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否か

について検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本のIP通信網サービスに係る設備を本件活用業務に活用しようとするものであること等本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、NTT東日本のIP通信網サービスの主たるサービスである光ブロードバンドサービスに係る市場、すなわちFTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」（平成29年8月29日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の平成28年度末のNTT東日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最低の地域において60%を超えている（関東地方※4）。都道府県別のFTTH市場における平成28年度末のNTT東日本のシェアを見ると、最低の都道府県において70%を超え（神奈川県）、最高の都道府県では80%を超えている

(秋田県)。

※4 中部地方についてはNTT西日本の提供区域も含むことから除いている。

他方、本件活用業務は、NTT東日本のNGNや地域IP網等とは別個に構築若しくは調達するサーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供をするとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間、県間伝送路区間、またはエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うものであり、このような業務形態に鑑みれば、競争事業者においても、市販のサーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット接続回線を調達等することによって、同様の業務を営むことが可能である。この点、本件活用業務は全国で提供するとされているが、競争事業者等が同様のサービスを提供していること等に鑑みると、相当数の者が競争を行っている状況にあると推測できる。

以上に鑑みれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、NTT東日本がFTTH市場において市場支配力を行使し得る立場にあること、地域通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられることから、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東日本のFTTH市場における影響力を本件活用業務に係る市場において濫用しないために適切なものであるかという観点から、②及び③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、NTT東日本のNGNを介して提供されるものであることから、ボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられ、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなる。

この点、NGNは、第一種指定電気通信設備であり、接続約款等に基づく一定のオープン化措置が講じられているものの、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化のために適切なものであるかという観点から、①及び③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で、NTT西日本との接続を予定していることから、NTT東西の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。

※5

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT西日本の市場支配力との結合による競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかという観点から、①及び②の状況と併せて、ステップ2において確認することとする。

※5 報告書のデータによれば、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の平成28年度末のNTT西日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最低の地域においてでも40%を超えている（近畿地方）。また、府県別のFTH市場における平成28年度末のNTT西日本のシェアを見ると、最低の府県において最低でも40%を超えており（奈良兵庫県）、最高の府県では70%を超えている（山口県）。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備及びルータ等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備及びルータは、既存の当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。これらに加え、必要に応じて、県間伝送路（当社が自ら敷設・

所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係る県間伝送路をいう。)等と同様の回線を組み合わせることで、他の電気通信事業者も同様に提供可能なものである。

また、本サービスを提供する当社サーバ設備、及び当社ルータは、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個に構築若しくは調達するものである。

なお、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、当社サーバ設備との接続に必要なインタフェース条件については既に開示している。

インターネット接続回線、県間伝送路及び中継伝送区間に係る伝送路について、これらを調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。なお、地域IP網、次世代ネットワーク、LAN型通信網及び専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能※6の対応関係等についても公表し、十分なオープン化措置を講じている。加えて、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考ええる。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

※6 「網機能」とは、網の提供する働きのことをいう。

【総務省の考え方】

NGNに関しては、收容局接続機能については接続約款において接続料が設定され、接続に必要なインタフェース条件が開示されるとともに、SNIについては技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件が開示されている。

これに加え、NTT東日本は、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」(平成28年11月30日)により、NTT東日本が提供するサービスとNGN

の網機能の対応関係等が公表されている。そして、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えであるとしている。

このように、NTT東日本は、NGNのオープン化に向けた取組を進めていくとしていることから、この限りにおいては、本件活用業務が、NGNのオープン化に係る状況を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

また、NTT東日本は、中継伝送区間に係る伝送路の調達においては、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を行っており、当該公募の透明性・公平性が確保される限りにおいては、本件活用業務が、中継伝送区間に係る伝送路の調達手続を理由として、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いているものである。また、本業務は、当社サーバ設備及び県間伝送路等に加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社のルータ、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせて対応するものであり、サーバ設備、及び当社の次世代ネットワークのSNIとの接続条件については、インタフェース条件等を開示しているものである。

加えて、本業務に用いる地域IP網、次世代ネットワーク、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NGNに関しては、収容局接続機能については接続に必要なインタフェース条件が接続約款に規定され、SNIについては技術参考資料等により接続のインタフェース条件が開示されている。

これに加え、NTT東日本は、「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等について」（平成28年11月30日）により、NTT東日本が提供するサービスとNGNの網機能の対応関係等が公表されている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えであるとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えであるとしている。

このように、NTT東日本が、届出書に記載された措置等によりNGNを利用したサービスの提供実態に応じたネットワーク情報の開示を行う限りにおいては、本件活用業務が、ネットワーク情報の開示に係る措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

また、情報通信行政・郵政行政審議会答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について」（平成28年11月18日。以下「情郵審答申」という。）において、NTT東西においては、円滑な接続に必要な情報については、平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件。以下「情報開示告示」という。）に規定されていないものであっても、可能な限り開示に努めていくことが望ましいとの考え方が示されており、NTT東日本においては、この考え方に沿った対応をとることが期待される。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を

利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、同社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いとしており、また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしている。

この限りにおいて、本件活用業務が、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。
また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成29年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。
 - i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、顧客情報監理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。総務省は、平成29年6月30日にこの旨を記載した禁止行為規定遵守措置等報告書の提出を受けており、その内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害することがある場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、本件活用業務が、営業面でのファイアーウォールの確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支について、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、不当な内部相互補助の防止は確保され则认为られ、本件活用業務が、不当な内部相互補助の防止のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションサービスについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

さらに、本業務は、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間の伝送路と同様の回線を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、サーバ設備の接続条件については、インターネット接続回線の公募調達等においてインタフェース条件等を開示しており、関連事業者の公平な取扱いを確保している。本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務が次世代ネットワークのSNIへ接続する場合には、関連事業者が接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者のネットワークのSNIに接続し、役務の提供を受けることを予定しているが、当該役務の提供条件は、当該他の市場支配的な電気通信事業者により公表されており、当該役務の提

供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではない。また、公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路については当社において料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、自らが料金設定をすることとしているインターネット接続回線及び県間伝送路の調達に際しては、インタフェース条件等を明らかにした上で公募を行っており、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしている。おつて、NGNについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定しており、SNIについても、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、利用料金等の提供条件を契約約款に規定・公表していることから、関連事業者の取扱いに関する公平性が確保され、透明性が高められていると考えられる。

また、NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を介して、NTT西日本のネットワークと接続することを予定しているため、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずることが求められるが、この点について、NTT東日本は、NTT西日本とは別個の設備を構築するとともに、NTT西日本と排他的な共同営業を行う考えはないとしている。加えて、NTT西日本以外の事業者からNTT西日本と同様の方法で連携の要望があった場合にはNTT西日本との連携の際と同じ判断基準により、連携判断を行うとのことである。

さらに、競争事業者との間における同等性確保のための措置に関しては、NTT東日本は、本件活用業務の実施に当たって、十分な情報提供や手続の同等性確保に努めるとしているほか、上記「①ネットワークのオープン化」及び「②ネットワーク情報の開示」に記載のとおり、NTT東日本は、NGNのオープン化に向けた取組を進め、ネットワーク情報の開示を行っていくとしている。

このように、上記の各措置が講じられている限りにおいては、本件活用業務が、関連事業者の公平な取扱いのための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

なお、「②ネットワーク情報の開示」に関しては、NTT東日本において、円滑な接続に必要な情報については情報開示告示に規定されていないものであっても可能な限り開示に努めていくことが望ましいとの情郵審答申の考え方に沿った対応をとることが期待される。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。